

麻薬小売業者免許申請（届）の提出部数及び記載上の注意

※提出する書類は次の表に記載されているとおりです。

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
麻薬小売業者免許申請（新規・再申請）	免許申請書 (手数料 4,600 円) H28. 10. 01 現在	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬局開設許可年月日は有効期間の始期を記載します。 2 申請者の欠格条項に当該する事実がないときは「なし」（法人の場合は「全員なし」）と記載します。 3 備考欄に薬局開設許可に関する事項（薬局開設許可申請中の場合は、申請中である旨）を記載します。
	添付書類		
	1 薬局の平面図	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬局開設許可申請時に提出したものの写しでも構いません。 2 麻薬保管庫の位置を明示します。
	2 麻薬保管庫の立体図	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 鍵の状態、材質及び固定方法（重量金庫の場合は重量）を明示します。 2 寸法を明示します。 <p><麻薬保管庫は、次の(1)から(4)までを満たすことが必要です。></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 金属製で施錠設備（鍵は2ヵ所が望ましい。）があるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ※スチール製のロッカー、事務機の引き出しは不可 (2) 固定してあるか、移動不可能な重量（目安として概ね50kg以上）のものとする。 (3) 施錠のできる室内に設置すること。 (4) 麻薬専用とすること。
3 申請者の診断書	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬局開設者が法人の場合は、その業務を行う法人の役員全員分が必要です。 2 診断書は、意思が「精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない（精神の機能の障害により欠格事由に該当する者ではない）」「麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない」ことを証するもの（様式例参照）です。 3 診断書の有効期間は、<u>診断後1ヶ月以内</u>です。 	
4 業務分掌表	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該法人における業務を行う役員の範囲を画定する場合、作成してください。 	
記載事項変更届	免許証記載事項変更届	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については変更の事実があった年月日）を記載します。 2 この届は、変更後15日以内に提出しなければなりません。
	添付書類	麻薬小売業者免許証	1
業務廃止届等	業務廃止届	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 この届は、業務廃止後15日以内に提出しなければなりません。 2 麻薬小売業者免許証（本証）を添付します。
	麻薬所有届	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 この届は、業務廃止後15日以内に提出しなければなりません。 2 在庫がない場合でも提出しなければなりません。
	麻薬譲渡届	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務廃止後50日以内に東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡す場合に提出します（譲渡後15日以内に提出しなければなりません。）。
	麻薬廃棄届	1	<ol style="list-style-type: none"> 1 古い麻薬等を廃棄したい場合又は廃止後東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡すことができない場合は廃止後50日以内に提出します。

※ 添付書類1（薬局の平面図）及び2（麻薬保管庫の立体図）は、再申請（継続申請）で前回と変更がなければ省略できます。

※ 手数料等は変更になる場合があります。また、上記以外の申請等については別途窓口にご確認願います。

申請書等の提出は、直接窓口にお越しください。